

## 函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、広く意見を得るため、函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新たな廃棄物処理施設の施設規模等、施設整備の基本事項に関すること。
- (2) 新たな廃棄物処理施設に係る環境保全対策等に関すること。
- (3) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 公募により選出された者

3 委員のうち公募委員は、別に定めるところにより公募する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する検討協議が終了し、市長に報告した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

### (専門部会)

第7条 委員会は、第2条の所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、審議しようとする事項について専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱し組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部新廃棄物処理システム担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行する。